

# 1. 豊中市立緑地小学校PTA会則

すべての子どもたちが、すこやかに成長することは、父母と教職員の共通の願いであり、責任でもあります。わたしたちは、憲法・教育基本法・児童憲章の精神をいかし、未来に生きる子どもたちを育てるために力を合わせます。わたしたちすべての父母と教職員は、よりよい教育環境を作るために等しく参加し、すすんで話し合い・学習し・協力しあえるよう、緑地小学校PTAをつくりまします。

## 第一章 名 称

第 1 条 本会は、豊中市立緑地小学校PTAという。

## 第二章 目 的

第 2 条 本会の目的は次の通りとする。

1. 学校及び家庭・社会における教育諸問題について会員の理解を深める。
2. 学校及び地域の好ましい教育環境確保、児童の愛護に努める。
3. 会員の相互理解を深め、子どもたちのしあわせのために協力する。

## 第三章 方 針

第 3 条 本会は次の方針に従って活動する。

1. 本会は自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配も干渉も受けない。
2. 本会は特定の政党・宗教的活動に関与しない。
3. 本会は公職選挙や営利的活動に関与しない。
4. 本会は学校管理や教職員人事に干渉しない。
5. 本会は目的を同じくする活動については、他の団体と協力することがある。

(学校行事・地域行事等本会と共催行事とする場合がある)

## 第四章 会 員

第 4 条 本会の会員は、次の通りである。本会の会員資格を得る者は緑地小学校に在籍する児童の父と母、またはこれにかわる者（以下「保護者」という）並びに緑地小学校に勤務する者（以下「教職員」という）。本会は任意団体である。

第 5 条 本会の会員資格を有する期間は緑地小学校に入学した児童の入学から卒業迄とする。

(明確な意思表示無き場合、上記期間中は自動更新となる)

第 6 条 本会の会員は、全て平等の権利をもち義務を負う。

第 7 条 本会の退会は退会届を以て成立とする。但し転出による退会は届け出不要とする。

## 第五章 会 計

- 第 8 条 本会の経費は、会費とその他の収入をもってこれに当てる。
- 第 9 条 会費は、1 世帯につき月額 450 円（教職員は月額 200 円）とし、年間を通じ 12 ヶ月分を徴収する。なお、ひとり親世帯は、会費減免申請により月額 200 円とすることができる。
1. 会費決定は各会員が提出した書類に基づき毎年 4 月に行い、同年度内はその決定額を納入するものとする。ひとり親世帯の会費減免申請は、4 月 20 日までの受付分については 4 月分からの減免適用とする。4 月 21 日以降の申請については、翌月分からの適用とする。なお、2021 年の会費減免申請は 6 月末日までの申請を 4 月に遡って適用する。
  2. 転入時の会費については月の 10 日迄に転入した場合は当月分から納入し、以降は翌月分からの納入とする。ただし夏季休業中に転入の場合は 9 月分からの納入とする。
  3. 転出については転出月の当月分迄の納入とし未納分が有る場合は転出日までに速やかに納入するものとする。
- 第 10 条 本会の会計は、総会で認められた予算にもとづいて行われ、会計監査委員の監査を経て総会に報告されなければならない。
- 第 11 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から 1 年とする。
- 第 12 条 会費の減免、慶弔費、会計監査基準などを定めた会計規定を別に定める。

## 第六章 役員及び会計監査委員とその選出

- 第 13 条 本会に、次の役員と会計監査委員をおく。
1. 役員 会長 1 名・副会長 2 名・書記 2 名（内教職員 1 名）会計 2 名（内教職員 1 名）
  2. 会計監査委員 3 名
- 第 14 条 役員任期は 4 月 1 日から 1 年とする。
- 第 15 条 役員任期は次の通りとする。
1. 会長は、本会を代表し、総会及び運営委員会を召集する。
  2. 副会長は、会長を補佐し、事故ある時はその代理をつとめる。
  3. 書記は、総会・運営委員会の議事及び、本会の活動に関する事項を記録すると共に、庶務事項を担当する。
  4. 会計は、予算にもとづいて会計事務を行う。会計簿はいつでも全会員の閲覧に備えると共に、総会において決算報告を行う。
- 第 16 条 会計監査委員の任期は 1 年とする。なお、監査は、会計規定に基づいて行わなければならない。また運営委員の定める行事運営に参加した結果ポイント対象となる。

(年間3回以上) 協力なき場合はポイント対象外となる。

- 第17条 会計監査委員の選出は、上記、第16条に賛同する候補者より優先的に選出するものとする。
- 第18条 本会の役員、各委員長は立候補並びに推薦制とし、1月下旬までに決定しなければならない。
- 第19条 本会の会員は、等しく立候補または推薦を受ける機会を与えられる。
- 第20条 推薦を受ける者は、次の項目に該当し、本人の承諾を必要とする。
1. 運営委員会、選考委員会、会員の推薦を受けた者
  2. 教職員集会の協議を経た教職員
- 第21条 役員候補者が定数と同数の場合選考委員長の承認にて決定しその後決定報告を行う。
- 第22条 役員候補者が定数をこえる場合は、選考委員会にて協議し同委員長が決定する。
- 第23条 各委員長決定後の副委員長の同時選出については委員長候補者の希望がある場合はその選出を妨げない。又、事前選出された副委員長の所属学年(校外委員に関しては所属地域)からは事前選出の副委員長と同人数の委員選出を行わないものとする。
- 第24条 第21条・22条・23条の協議に選考委員長より運営委員会に協議参加の依頼があった場合、選考委員会及び運営委員会の異論がない限りはそれを妨げないものとする。
- 第25条 第22条及び候補者が定数に満たない場合、全会員の過半数の賛成を以て選考委員長に役員・委員長の選出方法の全権を委任し、選考委員長が役員・委員長を推薦し決定するものとする。

## 第七章 総 会

- 第26条 総会は、全会員をもって構成される最高決議機関で、次の事項は、総会の決議を必要とする。
1. 前年度の事業及び決算の報告と承認
  2. 本年度の事業計画及び予算の決定
  3. 会則の制定及び改変の承認
  4. その他本会の活動に関する基本的事項
- 第27条 総会は、会長が召集し、定足数を会員数の5分の1とする。議決は出席者の過半数とする。
- 第28条 総会は、毎年1学期中の定例総会を含めて年1回以上開く。

(当年度の運営委員と、前年度の報告事項を有する運営委員も出席する事とする。)

運営委員会が必要と認めた場合、または会員の10分の1以上の要求があった場合、会長は総会を召集しなければならない。

但し、総会が困難な場合、役員会にて協議、承認された場合は書面決議をもって総会開催の代わりとすることができる。

## 第八章 役員会及び運営委員会

第29条 役員会は必要に応じて開き、本会の活動を推進する。なお、選考委員会の求めに応じ選挙に協力する。

第30条 運営委員会は、役員及び校長・教頭・各委員長をもって構成する。ただし、やむを得ず各委員長が欠席の場合は、各委員が代行する。

第31条 運営委員会は会長が随時召集し、会の成立・議決・諸規定の制定・改変は3分の2以上の賛成を要するものとする。

第32条 運営委員会は本会の会則及び総会の決議にもとづいて、本会の活動を推進し、総会に提案する議案の作成、各委員会の活動計画の連絡・調整並びにその他の事項について審議する。

## 第九章 委員会と各委員の選出

第33条 本会に次の委員会をおき、それぞれに委員長・副委員長2名・委員及び担当の教職員をおく。

1. 学級委員会
2. 文教保体委員会
3. 広報委員会
4. 校外（生活指導）委員会
5. 緑地の輪委員会

第34条 第33条における正副委員長に欠員を生じた場合、その補充については各委員会で決定し、運営委員会に報告するものとする。

第35条 本会は、必要に応じて特別委員会を設けることができる。特別委員会の設置は運営委員会が行う。

第36条 各委員会の任務は、次の通りとする。

### 学級委員会

学年や学級間の意見交換・調整並びに学年学級集会等を計画運営する。

### 文教保体委員会

児童及び会員の保健体育に関する事項並びに会員の教養を高める事項を計画運営し、教育諸問題に関する理解を深める。

### 広報委員会

本会の広報活動を行う。

### 校外（生活指導）委員会

児童の校外における指導と、それに必要な活動を計画実施する

#### 緑地の輪委員会

緑地の輪を企画運営し実施する。また、次年度緑地の輪委員選出をもって活動終了とする。

上記の任務以外が発生した場合 PTA 活動の円滑な運営の観点に於いて、適宜必要な委員間の動員協力を行うものとする。

第 37 条 委員会の活動や、委員相互の連絡・調整及びその他の事項を協議するため、会長は必要に応じて全体委員会を召集することができる。

第 38 条 各委員長は選考委員長が委嘱し、その他の役職は委員の互選とする。

第 39 条 1. 4 月中に各学年毎の立候補、推薦、抽選により、必要数の委員を選出し、互選により各委員会の所属を決める。ただし、ここで選出された文教保体委員・広報委員は委員候補者である。教職員については、教職員集会で選出する。なお、委員数は、運営委員会が決定する。

2. 文教保体委員・広報委員の委員候補は、各委員第一回定例会にて選考委員の下、本委員として選出される。なお、本委員数は運営委員会が決定する。

3. 緑地の輪委員は、前年度中に各学年の必要数を立候補及び抽選により選出する。なお、委員数は運営委員会が決定する。

第 40 条 校外（生活指導）委員会については、地区毎に必要な委員を前年度中に立候補及び抽選により選出する。地区及び委員数は、児童数の推移を見ながら運営委員会が決定する。

## 第十章 集 会

第 41 条 本会の活動をささえるため、次の集会をひらくことができる。

1. 学級集会
2. 学年集会
3. 地区集会
4. 教職員集会

## 第十一章 選考委員会と委員の選出

第 42 条 本会に選考委員会をおき、正副委員長・書記・委員をおく。

第 43 条 選考委員会の任務は次の通りとする。

1. 役員・会計監査委員候補者及び全委員長候補者を推薦する。
2. 選考規定にもとづき、各委員会委員の選出に関する事務を行う。  
選出に関する事務は上記 1 以外の選考委員が行う。

第 44 条 4 月中に学年毎で立候補、推薦、抽選により委員を選出する。

9 月に発足し、任期は発足後 1 年間とする。

選考委員会のみ委員長・副委員長及び必要な役職は、委員の互選とす

る。  
(新6年生の保護者からの選出はしないものとする)

## 第十二章 個人情報取扱規則

第45条 本会の活動を推進する為に必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に管理・運用するものとする。  
(詳細についてはPTA会議室にて閲覧可能)

## 第十三章 会則改正

第46条 会則の改正は、総会前に全会員に通知し、総会において出席者の2分の1の賛成を必要とする。

(付則)

第47条 この会則の不備を補うために、必要に応じて諸規定を制定することができる。

諸規定の制定及び改変は運営委員会の承認を必要とする。

また、各委員会は運営委員会の承認により委員会内規を定める事ができる。

第48条 この会則は1977年3月4日に制定され、同年4月1日より実施する。

1979年3月 8日一部改正、同日より実施する。

1984年3月 3日一部改正、同日より実施する。

1991年3月 2日一部改正、同日より実施する。

1993年3月 6日一部改正、同日より実施する。

1994年3月 5日一部改正、同日より実施する。

1996年3月 2日一部改正、同日より実施する。

1999年3月 6日一部改正、同日より実施する。

2002年2月20日一部改正、同日より実施する。

2003年3月 4日一部改正、同日より実施する。

2011年3月 4日一部改正、同日より実施する。

2012年5月18日一部改正、同日より実施する。

2013年9月 9日一部改正、同日より実施する。

2015年5月15日一部改正、同日より実施する。

2016年10月7日一部改正、同日より実施する。

2018年5月10日一部改正、同日より実施する。

2019年5月 9日一部改正、同日より実施する。

2020年6月22日一部改正、同日より実施する。

2021年6月 4日一部改正、同日より実施する。

## 2. 選 挙 規 定

- 第 1 項 この規定は、会則に基づき、本会の各選挙実施に関して必要な事項を定める。  
(役員・各委員長・委員選挙)
- 第 2 項 会則第 18 条に基づき、選考委員会は 2 学期中に選挙公示をしなければならない。
- 第 3 項 立候補及び推薦の受付期間を少なくとも 20 日間置く事とし、対象者は所定用紙を選考委員会に提出しなければならない。
- 第 4 項 選考委員会は受付終了後、直ちに対象者を全会員に知らせなければならない。
- 第 5 項 選挙期間中、選考委員会は、公正な選挙活動を企画・推薦し、立候補及び推薦者は、選考委員会の指示に従わなければならない。
- 第 6 項 役員及び会計監査委員に欠員が生じた場合は、速やかに役員会と選考委員会で推薦候補者を決定し、新役員名を全会員に通知する。  
任期は当該年度末迄とする。
- 第 7 項 委員選出は毎年 4 月中に学年集会を開き、立候補・推薦・抽選により選出する。ただし、定員に満たないときは、不足数を選考委員の指示により選考を行う。  
(なお、欠員が生じた場合は順次繰り上げ当選とする。)
- 第 8 項 委員選出にあたっては、全会員を対象にして行うものとする。
- 第 9 項 役員・委員長・校外委員選出に限り次年度入会予定者の選出を可能とする。  
選出の条件として、役員・委員長選出における個人情報使用の許可を事前に得た場合のみと定める。  
(同役職に現会員と入会予定者の立候補が重複した場合は現会員を優先する)  
(この条文の適応条件として現会員の推薦があった場合及び入会予定者本人から選考委員会に立候補の申し出があった場合のみ本条文を適応する)
- 第 10 項 第 8 項に対して免除及び辞退規定として次の各号を定める。
1. 本部役員(会長・副会長・書記・会計)及び選考委員長の経験者家庭について、会員である全期間で役員・各委員長・を含む全ての委員を免除する事が出来る。
  2. 各委員長(選考以外)及び選考副委員長・書記を 1 回経験した者は全委員長・全委員を辞退する事が出来る。辞退可能期間は 5 年間とする。
  3. 各副委員長・選考委員については 1 回経験した者は委員を辞退することが出来る。 辞退可能期間は 2 年とする。

4. 会計監査委員・各委員を合計4回以上経験した会員は学年集会の場で申し出て辞退する事が出来る。(過去5年分の委員経験に限る)

第11項 役員・委員長・各委員決定は転勤辞令書有・大病・妊娠以外での理由は基本的に辞退不可とする。但し上記以外の理由でも選考委員会の判断によりやむを得ないと認められた場合は辞退可能とする。(理由証明の為の書面提出を求める場合有り)

第12項 各委員会の委員に欠員が生じた場合、選考委員会は、各委員会の求めに応じて補充を行う。

第13項 選挙に関する協議に選考委員長より運営委員会に協議参加の依頼があった場合には選考委員会及び運営委員会の異論がない限りはそれを妨げないものとする。

(付則)

第14項 この規定に疑義があるときは、会則の精神と運営委員会の見解に従うものとし、なお不備な点は社会通念によって補う。

第15項 この規定の改変は、運営委員会において3分の2以上の賛成を必要とする。

第16項 この規定は1979年3月 8日より実施する。

1991年3月 2日一部改正、同日より実施する。

1996年3月 2日一部改正、同日より実施する。

2000年3月 4日一部改正、同日より実施する。

2002年2月20日一部改正、同日より実施する。

2008年5月16日一部改正、同日より実施する。

2013年5月16日一部改正、同日より実施する。

2013年9月 9日一部改正、同日より実施する。

2014年5月16日一部改正、同日より実施する。

2016年10月7日一部改正、同日より実施する。

2018年5月10日一部改正、同日より実施する。

2019年5月 9日一部改正、同日より実施する。

2020年6月 4日一部改正、同日より実施する。

### 3. 会 計 規 定

第1項 この規定は、会則第12条にもとづき、本会の会計に関して必要な事項を定める。

(予算)

第2項 各委員会は、事業計画にもとづき、所定の用紙で、予算案を会長に提出し、運営委員会で審議・作成する。

第3項 予算編成は、次の項・目に従って行う。

1. (項) P T A 運営費 (目) 会議費、設備費、事務費、負担金、慶



弔費など。

2. (項) P T A 活動費 (目) 行事費、委員会活動費など。
3. (項) 学校教育活動補助費 (目) 学校運営補助費、学習補助費など。
4. (項) 積立金
5. (項) 予備費

なお、3. (項) 学校教育活動補助費は、総予算の 20% を超えてはならない。

(収入)

- 第 4 項 会員は、別途定める方法により、会費を会計まで納入しなければならない。ただし、状況により、役員会は、担任の意見にもとづいて、会費を減免することができる。
- 第 5 項 本会は、一切の寄付行為を受けず、会費以外の収入については、すべて、運営委員会の承認を必要とする。

(支出)

- 第 6 項 各委員会は、支出を伴う活動については、予算の目的とその額を検討のうえ、会計の承認を経て支出するものとする。
- 第 7 項 各委員会の活動を円滑にするため、各委員会に資金を前渡しすることができる。

(決算)

- 第 8 項 毎年 2 月末をもって仮決算を行ない、会計監査委員の監査を経て運営委員会の承認を得ることとする。なお、3 月分収支を含めた本決算は、翌年度 5 月定期総会の承認を得る事とする。

(帳簿及び書類)

- 第 9 項 本会に、次の帳簿及び書類をおき、会員の求めに応じ閲覧に供しなければならない。
1. 現金出納帳・・・本会の一切の収支を記録し、残高は銀行預金残高と一致しなければならない。
  2. 元帳・・・項・目・節ごとに支出を記録し、つねに残高が明らかにされていないなければならない。
  3. 備品台帳・・・備品購入の際、記録する。
  4. 支払命令書 (綴)・・・所定の形式で綴り、裏面に領収書を貼付する。  
以上の帳簿及び書類の管理責任は会計にある。
  5. 各委員会現金出納帳・・・各委員会の支出が記録され、元帳の各委員会支出と一致しなければならない。管理責任は、各委員会会計担当者にある。

- 第 10 項 前記の帳簿及び書類は、5 カ年間保存しなければならない。

(見舞いと慶弔意の規定)

- 第 1 1 項 会員及び児童の入院・疾病（おおむね、会員は入院 1 ヶ月以上、児童は登校できない状況 20 日間以上）に際し、見舞金 5,000 円を贈る。
- 第 1 2 項 会員の火災・災害による被災については、役員会の協議により、見舞金を贈ることができる。
- 第 1 3 項 入学式・卒業式の会場に、本会から盛り花を贈るとともに、卒業生に花束を贈る。
- 第 1 4 項 会員及び家族の死亡に際しては、次の規定により弔意を表す。

対 象	香典・檀またはそれに代わる物	葬儀参加者
会 員	5,000 円 と 1 対	役員 当該委員会の代表
児 童	5,000 円 と 1 対	
会員配偶者	5,000 円または 1 対	
会員の同居家族 (ただし 1 親等に限る)	5,000 円または 1 対	

- 第 1 5 項 この規定による見舞及び弔意については、返礼を要しない。またこの規定のほか、本会は一切の組織・単位（各学級・各委員会など）による金品による慶意・弔意及び見舞などは自粛する。
- 第 1 6 項 この規定によりがたい事例が生じた場合は役員会の協議による。

（会計監査基準）

- 第 1 7 項 本会の会計監査は每学期 1 回定期に行う。
- 第 1 8 項 会計監査委員は、前項の定期監査のほか、随時に監査を行い、必要な意見をのべることができる。また、定期総会に会計監査結果を報告しなければならない。
- 第 1 9 項 会計監査の対象は、この規定第 9 項に定めるすべての帳簿及び書類とし、備品については、台帳にもとづき現品調査をしなければならない。

（付則）

- 第 2 0 項 この規定の改変は、運営委員会において 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。
- 第 2 1 項 この規定は 1979 年 4 月 1 日より実施する。  
1999 年 3 月 6 日一部改正、同日より実施する。  
2002 年 2 月 20 日一部改正、同日より実施する。  
2018 年 5 月 10 日一部改正、同日より実施する。  
2021 年 6 月 4 日一部改正、同日より実施する。

# 緑地小学校 PTA 組織図

